

第 17 回石岡市農業委員会総会会議録

- 1 開催年月日 令和 7 年 11 月 10 日（月）
- 2 開催場所 石岡市八郷総合支所 1 階 会議室
- 3 出席委員
- | | | | | | |
|------|---------|------|---------|------|---------|
| 2 番 | 小 野 もと子 | 3 番 | 石 崎 吉 男 | 4 番 | 廣 瀬 栄 |
| 5 番 | 山 崎 美榮子 | 6 番 | 飯 村 伸 一 | 7 番 | 三 輪 正 |
| 8 番 | 高 橋 浩 | 9 番 | 萩 原 重 信 | 10 番 | 高 野 済 |
| 11 番 | 山 口 和 明 | 13 番 | 本 岡 孝 | 14 番 | 小 松 與 平 |
- 4 欠席委員
- | | | | |
|-----|---------|------|-------|
| 1 番 | 水 谷 政 利 | 12 番 | 栗 原 茂 |
|-----|---------|------|-------|
- 5 事務局
- | | | | |
|------|---------|------|-------|
| 事務局長 | 櫻 井 浩 司 | 課長補佐 | 大和田 誠 |
| 係 長 | 山 本 茂 輝 | | |
- 6 審議議案
- | | |
|---------|---|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について |
| 議案第 2 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について |
| 議案第 3 号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する意見の決定について |
| 議案第 4 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取について |
| 報告第 1 号 | 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| 報告第 2 号 | 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| 報告第 3 号 | 制限除外の農地の移動届の報告について |
| 報告第 4 号 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について |
| 報告第 5 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
- 7 会議の顛末

開 会 午後 2 時 1 8 分

議長）只今より、第 17 回石岡市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 12 名ですので、石岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。次に、会議

録署名委員の指名ですが、会議規則第14条第2項の規定により、会議録署名委員には、7番三輪委員、8番高橋委員の2名をお願いします。また、今回の現地調査担当委員は、1班、廣瀬委員、三輪委員、山口委員、小松崎推進委員、中村推進委員、2班、石崎委員、高橋委員、萩原委員であることを報告いたします。審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができませんので、審議の際は退席をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題といたします。なお、本議案において、農地の贈与については、現地調査を省略しており、委員の報告はありませんので、ご承知おき願います。それでは、事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号1番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者3名で約150アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、1番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、許可することに決定いたします。続いて、2番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号3番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者1名で約210アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、3番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号4番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名で約46アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、4番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 美輪委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、許可することに決定いたします。続いて、5番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、５番については、許可することに決定いたします。６番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。６番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、６番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、６番については、許可することに決定いたします。続いて、７番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号７番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者２名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜及び果樹を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、７番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。７番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、７番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、７番については、許可することに決定いたします。続いて、８番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号８番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者２名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜及び果樹を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、８番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）三輪委員の報告が終わりました。審議願います。８番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、８番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、８番については、許可することに決定いたします。続いて、９番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号９番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者１名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、９番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）石崎委員の報告が終わりました。審議願います。９番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、９番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、９番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第１号の９件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局）事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。１番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第２号１番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第２種農地と判断しました。申請人は、キッチンカーによる飲食物の販売業を営んでおりますが、平成１７年頃から、本申請地を農地法の許可を得ずに業務用車両の駐車場及び資材置場として使用しておりました。今般、違反状態を是正するべく、始末書添付の上、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理されており、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって１番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）三輪委員の報告が終わりました。審議願います。１番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案 2 第号 2 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、妻の実家で同居されておりますが、手狭なため自己住宅を建築したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、敷地内処理をいたします。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって 2 番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。2 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 2 号 3 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、現在アパートに居住されておりますが、手狭なため自己住宅を建築したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、敷地内処理をいたします。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって 3 番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 石崎委員の報告が終わりました。審議願います。3 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、3番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を雑種地等により囲まれた、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、再生可能エネルギー普及のため、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電設備を設置するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）萩原委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、4番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号5番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、耕作予定のない申請地を有効利用するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）山口委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、5番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号6番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、息子家族と同居されておりますが、手狭なため、自己住宅を建築したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、敷地内浸透処理いたします。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって6番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）高橋委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、6番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、7番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号7番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差により分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、実家に両親と同居されておりますが、結婚、子育て等将来を考え、自己住宅を建築したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、宅内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって7番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）山口委員の報告が終わりました。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、7番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号8番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、申請に係る農地からおおむね300メートル以内に八郷総合支所が存しているため、農地区分は第3種農地と判断いたしました。申請人は、学校法人の運営をされておりますが、今般、令和8年度からの地域・子育て支援事業として、こども誰でも通園制度の実施に伴い、保育施設を建設するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は、公共下水道に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって8番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、8番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第2号の8件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第3号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する意見の決定についてを議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第3号1番について現地調査の結果をご報告いたします。相続税の納税猶予を受ける農地は4筆で面積合計が2,505.46㎡の畑です。現地を確認したところ、一部作付けされていみせんでしたが、農地として活用可能な状態であり、今後も農業を続けることに支障がないものと考えます。また、相続人が今後も引き続き営農したいということですので、1番については、証明しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、証明願に同意することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、1 番については、証明願に同意することに決定いたします。次に、議案第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局）

事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第 4 号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、議案第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用集積等促進計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第 1 号から第 5 号についてですが、内容は議案書 8 ページから 19 ページまでに記載のとおりです。報告案件ですので、ご覧おき願います。報告第 1 号から報告第 5 号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、報告第 1 号から報告第 5 号について終了いたします。以上で本日付議されました議案および報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第 17 回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2 時 4 7 分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和 7 年 11 月 10 日

議事録署名人

議 長

7 番

8 番